

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務 公募型プロポーザル説明書 骨子

第1 実施要領

1 趣旨

鹿児島県（以下「県」という。）では、鹿児島県総合体育センタ一体育館が築後60年以上（武道館が築後50年以上）経過していることや、県大会の開催等には狭隘であるなどの課題を踏まえ、令和4年3月にスポーツ・コンベンションセンター基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、スポーツ・コンベンションセンターを鹿児島港本港区エリアに整備することとした。

スポーツ・コンベンションセンターは、基本構想に基づき、スポーツ振興の拠点機能を有し、県民にとって屋内競技の中核をなし、子どもや青少年だけでなく、高齢者も、あらゆる世代の、また、障がい者や県内各地の県民がスポーツに親しむとともに、アスリートにとって、ここから全国・世界に羽ばたいていくシンボル的な施設として整備するものである。

加えて、多目的利用による交流拠点機能を有し、コンサート・イベント等を通じて、県内外からの来訪者で賑わい、感動を与え、大きな経済波及効果をもたらす施設として、永年にわたり県民に親しまれ、誇りとなる施設として整備するものである。

また、観光客等にも開かれた施設とすることで、更なる賑わいの創出や中心市街地の活性化等にもつなげていきたいと考えている。

このほか、自然災害が頻発する中での災害対応機能の分散・強化、障がい者や高齢者も安全で利用しやすいユニバーサルデザインの実現、カーボンニュートラルに向けたゼブレディの導入、桜島の景観を望む本港区エリアにふさわしいデザインを備えた鹿児島のシンボル的施設といった、新たな価値も備えた施設として整備するものである。

本実施要領は、基本構想の内容を具体化できる高度な専門知識と技術力、デザイン力を備えた最適な設計者を、鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

（1）業務内容

本業務は、基本構想及び鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる施設の新築工事及びこれに付帯する外構工事（以下「本工事」という。）に係る基本設計業務及び実施設計業務並びに試掘調査、測量調査及び地質調査を行うものである。

（2）履行期間

契約締結日から令和10年7月31日まで

（3）契約限度額

859,777千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

設計実績	<p>【期間】</p> <ul style="list-style-type: none">・過去 15 年間 <p>【規模】</p> <ul style="list-style-type: none">・延床面積 3,000 m²以上の実施設計（用途指定なし、元請に限る）
設計共同企業体	<ul style="list-style-type: none">・構成員数 3 者以内 <p>【出資比率】</p> <ul style="list-style-type: none">・代表構成員 最大・各構成員 10%以上・構成員は、単体企業、他の設計共同企業体の構成員、協力事務所として本業務に参加することはできない。

4 審査等

(1) 鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務公募型プロポーザル審査会

設計審査会は、以下の 8 名で構成する。

（五十音順、敬称略）

分野	氏名	分野/所属機関（団体）名
委員長	古谷 誠章	建築／公益社団法人 日本建築士会連合会 会長
委員	岩元 幸成	スポーツ／公益財団法人 鹿児島県スポーツ協会 専務理事兼事務局長
委員	小島 規美江	コンベンション・観光／M I C E makes L I N K 主宰
委員	酒匂 一成	防災／鹿児島大学地域防災教育研究センター センター長
委員	柴田 晃宏	建築／鹿児島大学大学院理工学研究科 教授
委員	早部 安弘	建築／早稲田大学理工学術院 教授
委員	藤本 英子	都市計画／京都市立芸術大学 名誉教授
委員	前田 究	スポーツ／鹿児島県パラスポーツ協会 事務局長

(2) 審査方法

本プロポーザルの審査は、一次審査及び二次審査の 2 段階とし、審査方法は次のとおりとする。

ア 一次審査

- ・ 5 者を目安として、設計審査会において、一次審査通過候補者を選定する。
- ・ 設計審査会の選定結果を基に、県において、一次審査通過者を決定する。

イ 二次審査

- ・ 設計審査会において、最優秀提案候補者及び次点提案候補者を選定する。
- ・ 設計審査会の選定結果を基に、県において、最優秀提案者及び次点提案者の各 1 者を決定する。

(3) 審査の公開等

- ・ 審査は、二次提案書の提出者が行う公開プレゼンテーション・ヒアリングを除き、非公開とする。
- ・ 審査結果等については、県ホームページにおいて公表する。

公表内容	公表時期
・参加表明書提出者数	参加表明書の提出期限以降
・一次提案者数	一次提案書の提出期限以降
・一次審査通過者数、一次審査通過者名	一次提案書の審査結果通知以降
・最優秀提案者名及び次点提案者名 ・最優秀提案者の提案書（概要版） ・設計審査会の審査講評	最優秀提案者の決定通知以降

5 手続等

○ 日程

今後、設計審査会での協議等により変更となる可能性がある。

① 令和7年10月7日	公告、説明書等の交付開始
② 令和7年10月8日～15日	第1回質問の受付（参加表明書に関する内容）
③ 令和7年10月8日～22日	第1回質問の受付（参加表明書に関する内容以外）
④ 令和7年10月24日	第1回質問の回答（参加表明書に関する内容）
⑤ 令和7年10月30日	参加表明書の提出
⑥ 令和7年10月31日	第1回質問の回答（参加表明書に関する内容以外）
⑦ 令和7年11月13日～19日	一次提案書
⑧ 令和7年12月16日	一次審査
⑨ 令和7年12月18日	一次提案書の審査結果通知
⑩ 令和7年12月18日～22日	第2回質問の受付
⑪ 令和7年12月26日	第2回質問の回答
⑫ 令和8年1月26日～30日	二次提案書の提出
⑬ 令和8年2月14日	二次審査（公開プレゼンテーション・ヒアリング）
⑭ 令和8年2月中旬	二次審査（審査会）
⑮ 令和8年2月中旬	最優秀提案者の決定及び結果の通知

○ 二次審査（公開プレゼンテーション・ヒアリング）実施方法

- ・ MicrosoftPowerPoint2019を使用し、15分以内で説明する。
- ・ 説明者は3名までとする。（機材操作者は除く。）
- ・ 公開プレゼンテーション参加者には、提案書の趣旨等の説明及び設計審査会の委員からの質疑への回答を求める。質疑応答は、全ての公開プレゼンテーション参加者による説明が終了した後に全者を対象に一括して実施する。
- ・ 公開プレゼンテーションは、ライブ及びアーカイブで配信する。

6 留意事項

(1) 経費の負担

本プロポーザルに要する経費は、プロポーザル参加者の負担とする。

(2) 著作権等の取扱い等

- 提案書に係る著作権については、提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に帰属するものとする。
- 上記に関わらず、県は、本プロポーザルの実施や結果の公表（プロポーザル結果の取材に対する資料提供など間接的な公表を含む。）など、本業務に関し必要な範囲で、提案書及び提案者から提出されたその他の書類について、複写及び無償での使用ができるものとする。

(3) 失格

次に掲げる事項を行った者は失格とする。

- 最優秀提案者及び次点提案者の公表前に、設計審査会の委員、事務局職員に対し、本プロポーザルの事務手続に必要な場合（例：返信が不達の旨の問合せ、一次結果通知後の参加資格等確認書類についての問合せ等）を除き、接触を求めた者。
- 提案書の提出後、参加資格要件を満たさなくなった者。
- その他、県が不適格と認めた者。

第2 提案書作成要領

1 一次提案書（実施方針書）

(1) 実施方針書の作成方法

ア 記載する項目

<ul style="list-style-type: none">・ 基本構想を踏まえた設計のコンセプトを明記するとともに、設計する上で重視する事項を提案すること。 特に、技術提案書で求めるテーマ1、テーマ2について、設計に向けての考え方を示すこと。・ 設計チームの体制・特徴、業務工程を提案すること。・ 建設費の積算に当たり、どのように建設市況を反映させる考え方を提案すること。・ 設計業務を進める上で県内企業等の活用について提案すること。	A3 1枚 (片面横使い)
---	------------------

イ 作成要領

- (ア) プロポーザル参加者独自に考案したものとすること。
- (イ) 基本的な考え方を文章で表現することを原則とし、視覚的表現については、文章を補完するために必要となる図、表、簡単なスケッチ等のみ認める。詳細な設計図、模型（模型写真を含む）、詳細な透視図等は認めない。
- (ウ) 上記のほか、「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（大臣官房官庁営繕部、平成30年4月2日付け事務連絡）の「（別紙1）技術提案における視覚的表現の許容範囲」を遵守すること。
- (エ) レイアウト及び色彩の使用は自由とする。ただし、白黒で複写しても判読できるようすること。
- (オ) 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。図、表、簡単なスケッチ等に添える文字の大きさは10.5ポイント未満でも可とするが、読みやすい大きさであること。
- (カ) 事務所名等の表示及びプロポーザル参加者が特定できる表現は不可とする。
- (キ) 各用紙の右上に受付番号を表示すること。

(2) プロポーザル参加者の実績

(3) 配置予定技術者の実績

(4) 配置予定技術者の資格

(5) 設計業務の受賞歴

2 二次提案書（技術提案書）

(1) 技術提案書の作成方法

ア 記載する項目

<p>テーマ 1 <u>県民の健康増進とスポーツの振興に加え、イベントにも有効活用できる施設</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 基本構想に基づく本施設の機能（スポーツ振興の拠点機能＋多目的利用による交流拠点機能）を最大限に発揮させるため、どのような工夫を行うのか提案すること。・ 施設の運営を見据えて、諸室配置や動線をどのような考え方もとに設計するのか提案すること。・ 中学・高校・県民レベルの各種スポーツ大会、大規模スポーツ大会、コンサート・MICE 等のイベントなど、各主催者・運営者にとって使いやすい施設となるため、どのような工夫を行うのか提案すること。 <p>テーマ 2 <u>桜島の景観を望む本港区エリアにふさわしいデザインを備えた鹿児島のシンボル的施設</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 本施設が、本港区エリアにおいて魅力的な景観形成に資するものとなるよう、遠景・中景・近景・夜間景観・海から見た市街地の景観の重要性をどのように認識し、その上でどのようにデザインするのか、イメージ図や概念図を含め提案すること。・ 通行する車両や人に対して圧迫感を与えないための具体的な方策を提案すること。・ 桜島の眺望にどのように配慮するのか提案すること。・ 本施設が桜島や錦江湾、ウォーターフロントパークと調和した憩いの場となり、同パークと連携して活用されるため、どのような工夫を行うか提案すること。・ 仕上げ材に県産材や県産品を使用するよう努めるなど、地域資源の積極的な活用について提案すること。 <p>テーマ 3 <u>インバウンドを含めた観光振興や賑わいの創出、中心市街地の活性化</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 本県の観光振興にとって本港区エリアがどのような場所であるか理解し、どのように設計に活かすのか提案すること。・ 施設利用者のみならず、県民や観光客が気軽に立ち寄れる開かれた施設としての設計に向けた計画を提案すること。・ 飲食・物販機能を有する中心市街地への回遊性を高め、中心市街地と連携しながら、地域全体を発展させるための方策を提案すること。 <p>テーマ 4 <u>障がい者や高齢者も安全で利用しやすいユニバーサルデザインの実現</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者や子ども、障がい者（障害者基本法に基づく）、性的マイノリティを含む利用者全員が心地よく施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの理念・考え方をどのように捉え、設計を行っていくのか提案すること。・ また、インクルーシブデザインの理念・考え方をどのように実践していくのか提案すること。	<p>A3 3枚 (片面横使い)</p>
---	--------------------------

テーマ5

構造性能・環境性能の合理化、災害対応機能の分散・強化

- ・ 大空間の構造体や建築設備に要求される機能性や合理性をどのように捉え、設計に反映させるのか提案すること。
- ・ 再生可能エネルギーの導入や、省エネルギーに寄与する機器・システムの導入等、温室効果ガスの排出抑制をどのように設計に反映させるのか提案すること。
- ・ 建設や維持管理に要するライフサイクルコストの縮減について提案すること。
- ・ 災害発生時における避難所などとして、地震や台風、豪雨など自然災害が頻発する中での災害対応機能について提案すること。
- ・ 整備地については、敷地のごく一部が0.5m未満の洪水浸水区域に含まれていることから、浸水・冠水対策について提案すること。

イ 作成要領

- (ア) プロポーザル参加者独自に考案したものとすること。
- (イ) 考え方を文章、図、表、写真、パース図等を用いて記述すること。
- (ウ) レイアウト及び色彩の使用は自由とする。ただし、白黒で複写しても判読できるようすること。
- (エ) 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。図、表、写真、パース図等に添える文字の大きさは10.5ポイント未満でも可とするが、読みやすい大きさであること。
- (オ) 事務所名等の表示及びプロポーザル参加者が特定できる表現は不可とする。
- (カ) 各用紙の右上に受付番号を表示すること。

第3 評価要領

1 評価方法

- (1) 設計審査会は、本評価要領に基づいて一次審査及び二次審査の評価を行う。
- (2) 一次審査では、一次提案書について、設計審査会の委員の合議により評価を行い、上位5者程度を一次審査通過候補者として選定する。
- (3) 二次審査では、二次提案書について、設計審査会の委員の合議により評価を行い、評価点合計の最も高い者を最優秀提案候補者、次に高い者を次点提案候補者として選定する。

2 評価項目及び配点、評価基準

【一次審査】

○ 評価項目及び配点

評価項目	評価内容	配点	合計
① 実施方針書	・設計コンセプト（テーマ1、テーマ2に係る考え方を含む） ・設計で重視する事項 ・業務体制・特徴、業務工程 ・コスト管理体制及び方針 ・県内企業等の活用	60	100
② プロポーザル参加者の実績	・プロポーザル参加者の実績	15	
③ 配置予定技術者の実績	・管理技術者、主任技術者の実績	10	
④ 配置予定技術者の資格	・管理技術者、主任技術者の資格	5	
⑤ 設計業務の受賞歴	・プロポーザル参加者、管理技術者、主任技術者の受賞歴	10	

○ 評価基準

① 実施方針書【60点】

評価	内容	評価点
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	通常	配点×0.50
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0.00

② プロポーザル参加者の実績【15点】

各プロポーザル参加者の実績を比較の上、総合的に評価する。

項目	同種・類似業務の実績	立地条件を踏まえた業務の実績
評点	同種業務※1 の実績あり 類似業務※2 の実績あり いずれもなし	立地条件を踏まえた業務※3 の実績あり なし

※1 「同種業務」

一の空間で2,500席以上の観覧席（固定席に限る、以下同じ。）を有する運動施設（令和6年国交省告示第8号別添二に掲げる建築物の類型第三号の用途、以

下同じ。) に係る新築, 改築又は増築 (増築の場合は, 増築部分に当該施設が含まれる場合に限る。以下「新築等」という。) の実施設計。

※2 「類似業務」

一の空間で 1,000 席以上の観覧席を有する運動施設又は一室で 1,000 席以上の客席を有する劇場等 (建築基準法別表第一(一)の用途, 以下同じ。) に係る新築等の実施設計。

※3 「立地条件を踏まえた業務」

鹿児島県内の建築物 (一棟の延床面積が 3,000 m²以上の建築物の新築等に限る。) に係る実施設計

③ 配置予定技術者の実績 【10 点】

各プロポーザル参加者の配置予定技術者の設計業務の実績を比較の上, 総合的に評価する。

④ 配置予定技術者の資格 【5 点】

各プロポーザル参加者の配置予定技術者の資格を比較の上, 総合的に評価する。

⑤ 設計業務の受賞歴 【10 点】

各プロポーザル参加者及びその配置予定技術者の設計業務の受賞歴を比較の上, 総合的に評価する。

【二次審査】

○ 評価項目及び配点

評価項目		評価内容	配点	合計	
①	技術提案書 (テーマ1)	県民の健康増進とスポーツの振興に加え、イベントにも有効活用できる施設	<ul style="list-style-type: none"> 本施設の機能を最大限に発揮させる工夫 諸室配置・動線計画 各主催者・運営者にとって使いやすい施設となるための工夫 	25	100
②	技術提案書 (テーマ2)	桜島の景観を望む本港区エリアにふさわしいデザインを備えた鹿児島のシンボル的施設	<ul style="list-style-type: none"> 魅力的な景観形成に資するデザイン性、遠景・中景・近景・夜間景観・海から見た市街地の景観への配慮 圧迫感を与えない方策 桜島の眺望への配慮 ウォーターフロントパークとの調和・連携 県産材・県産品の活用 	20	
③	技術提案書 (テーマ3)	インバウンドを含めた観光振興や賑わいの創出、中心市街地の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 本港区エリアの理解 県民や観光客が気軽に立ち寄れる開かれた施設 中心市街地への回遊性を高める方策 	20	
④	技術提案書 (テーマ4)	障がい者や高齢者も安全で利用しやすいユニバーサルデザインの実現	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの理念・考え方を捉えた設計方法 インクルーシブデザインの理念・考え方の実践 	15	
⑤	技術提案書 (テーマ5)	構造性能・環境性能の合理化、災害対応機能の分散・強化	<ul style="list-style-type: none"> 大空間の構造体や建築設備に要求される機能性・合理性 温室効果ガスの排出抑制の設計への反映 ライフサイクルコストの縮減 災害対応機能 浸水・冠水対策 	20	

○ 評価基準

技術提案書【100点】

※二次審査では一次審査における評価結果を考慮しない。

①～⑤共通

評価	内容	評価点
A	特に優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.75
C	やや優れている	各項目の配点×0.50
D	通常	各項目の配点×0.25
E	やや劣っている	各項目の配点×0.00

3 最優秀提案者、次点提案者の決定

- (1) 二次審査の評価点合計の最も高い者を最優秀提案候補者、次に高い者を次点提案候補者として選定する。
- (2) 評価点合計の最も高い者が複数となった場合は、設計審査会の委員の投票により順位付けを行う。
- (3) 二次審査の選定結果を基に、県において、最優秀提案者、次点提案者の各1名を決定する。

鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務 仕様書 骨子

1 仕様書の概要（基本設計・実施設計の条件等について定めたもの）

業務概要	整備地, 施設の延床面積, 設計期間, 関係法令, 成果物（鳥瞰図, 平面図等） 等
設計概要	設計に求める具体的な条件 等（PFI 方式では「要求水準書」）
添付資料一式	敷地図, 地中埋設物図 等

2 業務概要の主な内容

(1) 業務条件

- 整備地
鹿児島市本港新町4番16及び5番4, 泉町19番25及び19番26並びに住吉町14番2, 16番23及び16番25（ドルフィンポート跡地）
- 施設規模
延床面積 30,000 m²程度とする。
- 業務内容
スポーツ・コンベンションセンターの基本設計及び実施設計
試掘調査, 測量調査, 地質調査
- 設計期間
契約締結日から令和10年7月31日まで

(2) 設計に当たっての留意事項

- 工事費の縮減
工事費については, 建設物価の高騰や事業スケジュールを踏まえ, 工期短縮を考慮しつつ, コストの縮減に努めること。
- ライフサイクルコストの縮減
施設の長寿命化や維持管理のしやすさに配慮し, 耐久性の高い材料の採用に努めること。
また, 自然エネルギーの導入や雨水利用等を考慮し, 施設全体の省エネルギー化を図ること。

3 設計概要の主な内容

(1) 施設構成

本施設の構成については、次のとおりとする。

区分	概要
メインアリーナ	フロアサイズ 3,726 m ² 以上 観客席 8,000 席以上
サブアリーナ	フロアサイズ 1,564 m ² 以上 観客席：500 席程度
武道場	フロアサイズ 841 m ² 以上 観客席：400 席程度
弓道場	近的 12 人立：875 m ² 程度、遠的 6 人立：852 m ² 程度 観客席：近的・遠的双方に 150 席程度
その他諸室	器具庫、更衣室、会議室、V I P 室、事務室、放送記録室、医務室、サービス、その他（トレーニング室、多目的室等）等
共用部を含む上記面積の合計：30,000 m ² 程度	
多目的広場	・気軽に運動やスポーツに親しむことができ、多様なイベントへの対応もできる多目的広場。 ・イベント開催時は臨時駐車場としても利用。 ・面積：9,000 m ² 以上
本施設用地内 駐車場・駐輪場	・自動車駐車場 100 台程度（事業者（従業者）用駐車場を含む） ・駐輪場及び自動二輪車駐車場：300 台程度

建物の高さについては、基本構想で想定している 30m 以下で計画するとともに、周辺環境への圧迫感の低減に配慮すること。

(2) 施設計画に関する主な設計条件

① 計画全般

設計に当たっては、基本構想に基づくとともに、「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」及び「鹿児島港本港区景観ガイドライン」を踏まえること。

○ 利便性

- ・施設の運営を見据えて、一般利用及び各種大会の開催等の様々な利用に対応した機能的な動線計画とし、一般利用者、大会参加選手、大会関係者、観客等の動線を明確に区分した運営が容易な施設とすること。
- ・器具庫は、メインアリーナに直接器具を出し入れできる配置とすること。
- ・競技者の立場から、各競技の実施に適した照明・空調の整備や、更衣室の質の確保、円滑な大会運営に資する関係者動線等を計画すること。
- ・大会運営者の立場から、搬入搬出時の出入口・搬入スペースの確保やトラックでの直接搬入に対応するとともに、電源設備等の充実、メディアやV I P 対応等の関係者諸室を設計すること。

- ・ スポーツ利用に加え、電気音響を用いたイベントやコンサートの開催等を可能とするため、室外、屋外に対しての遮音性等に配慮すること。また、MICE開催時には、開会式会場や展示会場等として利用できるように配慮すること。

○ 景観

- ・ 市街地からの桜島の眺望について、朝日通りや、みなと大通り、マイアミ通り、パース通りなどからの眺望に留意すること。また、海から見た市街地などの景観にも留意すること。
- ・ 桜島や錦江湾をはじめ、ウォーターフロントパーク、周辺の街並みとの調和を図り、外部空間全体の活用・建物の形状や単調な壁とならないような工夫など、通行する車両や人に対して圧迫感を与えない設計とすること。
- ・ 展望デッキ・スペースを設置するなど、来場者が桜島や錦江湾の眺望を楽しめる新たな空間を創出すること。

○ 地域性

- ・ 本施設においては、桜島や錦江湾、ウォーターフロントパークの景観と調和し、開放的で県民の憩いの場となるよう計画すること。
- ・ 本港区エリアの立地を活かし、施設利用者のみならず、県民や観光客が気軽に立ち寄り、回遊できるよう開かれた施設とすること。
- ・ アプローチ空間、エントランスや展望スペースなどを活用し、カフェやイベント等にも利用可能な交流スペースを設けること。
- ・ 整備地がある本港区エリアは、物販・飲食機能を持つ中心市街地と近接しているため、地域全体が発展するよう、本施設は、中心市街地との回遊性に配慮した動線とすること。
- ・ 県産材を活用した木質化や鹿児島港本港区の石蔵で使用されたような石材の活用など、地域資源を積極的に活用し、鹿児島らしさを感じられる施設とすること。
- ・ 県が保管する 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に提供したかごしま材 (CLT 等) 約 74 m² 及び 2023 年の燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会のロイヤルボックスの内装に使用されたスギ板材約 146 m² を効果的に活用すること。
- ・ 本港区エリアの立地を活かし、施設のデザインや利用者等の動線に十分配慮した施設整備が行われることにより、同エリアの魅力が更に高まるような計画とすること。

○ ユニバーサルデザイン・インクルーシブデザイン

- ・ 「スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック」(スポーツ庁、令和 5 (2023) 年 3 月) に留意し、誰もが不自由なく安全に利用できるユニバーサルデザインに基づく設計とすること。
- ・ 高齢者や子ども、障がい者、性的マイノリティなどを含む利用者全員が心地よくかつ同様に本施設を利用できるよう、インクルーシブデザインの考え方に基づく設計とすること。
- ・ 車いす使用者用の観客席への誘導動線は、利便性に配慮すること。
- ・ 授乳・搾乳やオムツ替えのスペース、幼児用トイレ等を設けるなど乳幼児の利用に配慮すること。

- ・ キッズルームを設けることとし、保護者等による見守りスペースの設置や内部が見守れるような構造とすること。
- ・ 利用者がトイレの空き状況がわかるよう工夫することとし、イベント時には男女比率を変更できるようにすること。
- ・ 多目的更衣室を設けることとし、性別にとらわれず、障がい者とその介助者などが同時に利用できる規模で、独立して2室以上設置すること。

○ 環境負荷低減性

- ・ 「鹿児島県環境保全率先実行計画」を踏まえ、ZEB Ready相当とすること。また、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の認証を取得すること。
- ・ 様々な再生可能エネルギーの活用や省エネルギー性に優れた設備の導入等により、環境面にも配慮しながら、ライフサイクルコストの低減に資すること。

○ 防災性

- ・ 地震や台風、豪雨など自然災害が頻発する中で災害発生時における対応施設として、例えば避難所としての活用も考えられることから、想定される災害に十分対応できる施設とすること。
- ・ 整備地については、敷地のごく一部が0.5m未満の洪水浸水区域に含まれていることから、浸水・冠水対策に十分配慮すること。
- ・ 大空間で大人数を収容する施設として、十分な耐震性を確保すること。
- ・ 燃えにくく有毒ガスを発生しない内装材を使用するとともに、諸室の用途に適した防炎・防火設備を設置すること。
- ・ 風害・雪害による施設本体及び周辺への影響を最小限にすること。
- ・ 建物及び部材の強度を適切に確保し、電子・通信機器、電力・通信線にも、落雷の影響がないよう防護すること。
- ・ 降灰による屋根面のドレンや樋、外構部の雨水排水などメンテナンスしやすい計画とすること。
- ・ 受変電設備や空調機など重要設備器機は、室内設置とすること。室外に設置する機器については重耐塩仕様とすること。建築仕上げ材についても、十分な塩害対策を施すこと。
- ・ 建物内外について、災害時の避難動線を確保し、利用者の安全を守るとともに、緊急車両や災害復旧に係る車両等の動線や寄り付きにも配慮すること。

○ その他

- ・ 県民意見等の聴取
ワークショップの開催など、設計を進める上で県民や施設利用者等の意見を聴取する機会を設けること。
- ・ 暫定活用に伴う関係者との調整
整備地は、イベントスペース等として暫定活用していることから、業務の実施にあたっては、県が行う利用者との調整に協力すること。

② 建築計画

- ・ 本施設の配置は、基本構想を参考すること。同構想では配置計画のイメージを示しており、景観への配慮や多目的広場の機能など、本仕様書を満たした上であれば、配置は設計者の提案とする。
- ・ メインアリーナとサブアリーナを同時に利用することにより、1日で多数の試合を行う必要がある全国大会等の大規模スポーツ大会や中学・高校・県民レベルの各種スポーツ大会、コンサートなどの大規模イベント等の開催を可能とすること。
- ・ 利用者や来場者が通常利用する諸室（エントランス等含む）については、県産材を積極的に活用すること。
- ・ 天井高さについては、競技面の全ての位置で新体操やトランポリンなどを含む各種競技に対応するとともに、大型映像装置の設置も想定した高さとすること。
- ・ 吊り荷重は、大型映像装置や照明、音響設備等の設置を想定した荷重とすること。
- ・ 競技フロアの分割利用を想定し、天井収納式電動間仕切（2分割以上）を設置すること。
- ・ 大会・イベント主催者の利便性を確保するために、電源設備等を充実させること。
- ・ 音響対策に十分配慮し、残響が少なくなる工夫を適宜行うこと。
- ・ メインアリーナの床については、スポーツ利用に最適で、コンサート・イベントなど多目的利用においても機能的であり、耐久性に優れた仕様とすること。また、大型車両（11t トラック以上）での直接搬入が可能な床構造（集中荷重5t以上）とすること。
床仕上げは、体育館用長尺弹性塩ビシートとすること。床下地の構造は、事業者の提案とする。ただし、コンクリートスラブに直接体育館用長尺弹性塩ビシートを敷設することは不可とする。
- ・ 大規模イベントの観覧者の休憩時等の滞留に係る安全性を考慮し、十分な滞留空間を確保するためのコンコースを設けること。
- ・ スポーツ・コンベンションセンターに四方からアクセスできるよう、施設を囲むアプローチデッキを設けること。

③ 構造計画

○ 耐震安全性

建築基準法のほか、「官庁施設の基本的性能基準及び同技術基準」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、耐震安全性を確保すること。

○ 基礎構造

建物や工作物が液状化による不同沈下等を起こさない基礎構造及び工法を採用すること。